

## 抗議声明

全国難民弁護団連絡会議（以下当会議という）は、A難民審査参与員（以下、「A参与員」という）及びB難民審査参与員（以下、「B参与員」という）による難民審査参与員としての適性を完全に欠いた看過し難い言動に対して、以下のとおり抗議する。法務大臣において、事実関係を調査の上、A参与員及びB参与員について解任を含めた適正な措置を取るとともに、当会議に対して調査の結果及び措置の内容を回答するよう求める。

### 第1 事実関係

- 1 A参与員は、申請者に対し、「あなたは難民ではない。」「あなたは難民としては元気過ぎる。本当の難民はもっと力が無い。」「もっと弱い人が大変な人が大勢いる。あなたならミャンマーに帰っても元気にやっつけていける。」「あなたの話は全く信用出来ない。」などと述べた。
- 2 A参与員は、「特定の社会的集団の構成員」に家族や家系が含まれるとの申請者の主張について、「そんなことはありえない。迫害理由に出自と明記されている条約があるのを貴方は知っているのか。知らないんでしょう。」「アフリカ難民条約には『出自』と明記されている。難民条約にはそのような文言がないのだから、ごっちゃにしちゃだめでしょう。法律家なんだから。」と述べた。
- 3 A参与員とB参与員の両氏は、申請者が提出した資料を読んでいなかった。
- 4 上記3にも関わらず、B参与員は、「次の人が待っている。何回も同じこと言わないでいい。本人も代理人も意見書に書いてあることと同じことを言っているだけだ。次の人の審尋を受ける権利の侵害になりますよ。」と発言するなどし、速やかに手続きを完了させるように申立人及び代理人に圧力をかけた。
- 5 B参与員は、手続き途中、2回以上にわたって自己の携帯電話を取り出して、何らかの操作を行い、手続きに集中していなかった。

### 第2 問題点

#### 1 難民条約（法）の知識の欠如

難民認定は、難民該当性の要件に申請者の個別事情を当てはめて確認する行為であり、当然のことながら難民該当性の要件を含む難民法の知識を有していることが前提となる。

しかしながら、A参与員は、明らかに難民法の知識を欠いている。

A参与員は、「特定の社会的集団の構成員」について、家族や家系が含まれることがありえないとの見解を明らかにした。しかし、別紙報告書に記載の通り、裁判例や難民条約解説書には、特定の社会的集団の構成員」について家族や家系が含まれる旨の解釈が示されているのであり、A参与員の「ありえない」との断定は難民法の理解を誤ったものである。また、OAU難民条約には、迫害の理由として「出自」との記載はない。さらには、難民該当性の要件に「元気でないこと」という新たな要件を独自に加えており、これらのことからA参与員が難民法の知見に欠けていることが明らかである。

#### 2 入管法違反

入管法61条の2の10第2項は、「難民審査参与員は、人格が高潔であって、前条第一項の審査請求に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。」と規定している。

しかしながら、A参与員及びB参与員は、上記のうちもっとも重要な点である「難民不認定処分についての審査請求に関して公正な判断をする」という点において、難民審査参与員として重大な適格性の問題を抱えている。

すなわち、A参与員は、本国から逃げ出して異国で必死に生きる難民申請者に対して、「あなたは難民としては元気過ぎる」「あなたならミャンマーに帰っても元気にやっつけていける」などと難民の要件に関係しない言辞をもって侮辱し、その人間の尊厳を冒した。

また、申請者が提出した重要な資料を事前に確認することを怠っていた。

さらに、前記1の通り、A参与員は難民法の解釈において現在の到達点を認識しないままに審理に臨んでいたものであり、的確に難民を難民として判断する前提を欠いていたということにならざるを得ない。

B参与員においても、上記A参与員による難民申請者に対する上記侮辱的発言を止めることもないばかりか、当該発言を異議を述べていた弁護士の発言を遮り、発言を終えるように圧力をかけるというような誤った応対をしており、さらに審理中に携帯を操作する等審理に集中しておらず、A参与員と同様の問題を抱えている。

### 第3 結論

今般の手続きにおいて、日本での庇護を期待する申請者が感じた絶望ははかりしれない。

全国難民弁護団連絡会議は、上記の審尋手続きそのものに対して強く抗議する。A参与員及びB参与員の審尋での上記応対については、難民認定を公正になすべき難民審査参与員としてのふさわしくないものと断じざるを得ない。

法務大臣において、事実関係を調査の上、A参与員及びB参与員について解任を含めた適正な措置を取るとともに、当会議に対して調査の結果及び措置の内容を回答するよう求める。

この事態が改善されないようであれば、今後、当会議に属する弁護士が代理人を努める事案では、B参与員およびA参与員による審尋については、忌避することも検討せざるを得ない。

別紙：小川隆太郎弁護士「報告書」（2016年7月11日）

2016年9月5日  
全国難民弁護団連絡会議 代表 渡 邊 彰 悟